

米原市指定給水装置工事事業者の指定の取消し等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、米原市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年米原市水道事業管理規程第9号。以下「規程」という。）第8条の規定による指定の取消しおよび規程第9条の規定による指定の停止に関する処分について、必要な事項を定めるものとする。

(処分の基準)

第2条 水道事業管理者の権限を行う管理者は、米原市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が別表左欄に掲げる違反行為の項目に該当するときは、当該区分に応じた右欄に定める範囲内で処分を行うものとする。

(文書による注意等)

第3条 別表左欄に掲げる違反行為の項目に該当する場合において、管理者は、指定工事事業者に考慮すべき特段の事情があると認めるときは、同表右欄の処分に替えて、文書による注意または警告を行うことができる。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、指定工事事業者の処分に関し必要な事項は、その都度管理者が定める。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

違反行為	処分の内容
1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
2 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第20条で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し
3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであるとき。	指定の取消し

4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	指定の取消し
5 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
6 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
7 業務に関し次の各号に掲げる不正または不誠実な行為をしたとき。	各号の区分に応じた処分
(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消しまたは指定の停止 6 月以下
(2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定の停止 6 月以下
(3) 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の停止 3 月以下
(4) 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。	指定の停止 6 月以下
(5) 研修機会を確保しなかったとき。	文書による注意
(6) 文書による注意に従わないとき。	文書による警告
(7) 文書による警告に従わないとき。	指定の停止 3 月以下
(8) 管理者の承認を受けず、給水装置工事を施工したとき。	指定の停止 6 月以下
(9) その他の違反行為	指定の停止 6 月以下
8 法人の場合において、その役員のうち水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでの欠格条件に該当する者がいることが判明したとき。	指定の取消しまたは指定の停止 6 月以下
9 給水装置工事主任技術者の選任または解任の届出をしないとき。	指定の取消し

10 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の停止3月以下
11 事業者、事業所の名称および所在地等の変更届を提出しないとき、または虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
12 規程第7条第3項に規定する廃止、休止、再開の届出をしないとき、または虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
13 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	口頭による注意
14 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない、またはその者に該当工事に従事する他の者を監督させないとき。	指定の停止1月以下
15 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適さない工事を施行したとき。	指定の停止6月以下
16 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条（給水装置の構造および材質の基準）に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止6月以下
17 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	指定の停止3月以下
18 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または、当該記録をその作成した日から3年間保存しなかったとき。	指定の停止3月以下
19 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の停止3月以下
20 給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料を提出したとき。	指定の停止3月以下
21 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または	指定の停止6月以下

与えるおそれがあると認めるとき。	下
22 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し